

議案第124号

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例

川崎市青少年の家条例（昭和63年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料(1)宿泊利用料の表中「800円」を「810円」に、「1,500円」を「1,520円」に改める。

別表の1施設利用料(2)日帰り利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 日帰り利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時30分～ 4時30分	6時～9時	9時～9時
プレーホール	5,090円	5,090円	5,090円	15,270円
研修室1	1,120円	1,120円	1,120円	3,360円
研修室2	1,120円	1,120円	1,120円	3,360円
特別研修室	2,030円	2,030円	2,030円	6,090円

談話室	1,520円	1,520円	1,520円	4,560円
音楽室	4,070円	4,070円	4,070円	12,210円
創作活動室	2,030円	2,030円	2,030円	6,090円

別表の1施設利用料(2)日帰り利用料の表備考中「5割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 設備利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時30分～ 4時30分	6時～9時	9時～9時
電子オルガン	3,050円	3,050円	3,050円	9,150円
ピアノ	3,050円	3,050円	3,050円	9,150円

別表の2設備利用料の表備考中「5割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

青少年の家の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。